3 変更許可申請

「取り扱う一般廃棄物の種類」の増加や「事業の区分」の変更等、事業の範囲を変更しようとする ときは、事前に変更許可申請等を行い、当該変更内容に係る許可を受ける必要があります。申請の窓 口は清掃協議会です。

なお、新規許可申請の場合と同様、収集運搬業における「取り扱う一般廃棄物の種類」に関して「汚でい」の増加は、現在許可しておりません。

(1) 申請方法等

- ① 変更内容について、清掃協議会へ事前に相談してください。郵送申請を希望する場合は、その旨も申し出てください。(予約制を導入しています。)
- ② 相談後、変更許可申請書(一般廃棄物収集運搬業【様式No.3】又は一般廃棄物処分業【様式No.4】) を作成し、各変更許可事項に係る添付書類(P.39「(2)変更許可事項及び添付書類」参照)を 添えて、清掃協議会へ提出してください。
 - *1部の申請書で複数区の許可を同時に申請することができます。添付書類は1部のみ提出してください。
- ③ 申請書は、提出用と申請者控用を作成し提出してください。なお、申請者控用については、添付書類を省略することができ、写しでも可とします。
- ④ 添付書類に押印する印鑑は、必ず登録印(印鑑証明書と同じもの)を使用してください。
- ⑤ 変更許可申請に際して、手数料を納付する必要があります。窓口申請の場合は、清掃協議会の窓口でお渡しする納付書により、申請書を提出する当日に金融機関で納付してください。郵送申請の場合は、清掃協議会から別途お知らせします。

変更許可申請手数料 1区につき 10,000円

- ⑥ 許可基準を満たしているかどうかを審査するため、書類審査(必要に応じて立入検査)を行います。
- ⑦ 審査の結果、許可又は不許可の連絡をします。
- ⑧ 変更許可後の許可期間は、変更許可前と変わりません。
- ⑨ 新しい許可証を交付する場合、変更前の許可証は、返納していただくことになります。新しい 許可証の用意ができた時点で清掃協議会から連絡します。紛失・き損により旧許可証を返納でき ない場合は、事前に再交付申請を行ってください。許可証の郵送交付を希望する場合は事前相談 時にお問い合わせください。
- ⑩ 次の添付書類に関する共通事項を守ってください。
 - ⑦ 登記事項証明書等公的機関に発行手数料の支払いを要する書類
 - * **原本**を添付してください。
 - * 申請前3か月以内に発行されたものに限ります。
 - ① 施設、設備等の写真
 - * 申請前3か月以内に撮影されたものに限ります。
 - * 必要とする内容等が鮮明に写っているように撮影してください。
 - * 規格は、カラーサービス判を基本とします (インスタント写真は不可)。鮮明に印刷されていれば、デジタルカメラで撮影した画像をカラー印刷したものや、写真をカラーコピーしたものでも可とします。
 - * 写真は、A4判の台紙に貼り付けるかA4判の用紙に印刷してください。

(2)変更許可事項及び添付書類

※以下の添付書類のほかに、変更許可申請書【様式No.3 又は様式No.4】も必要です。

		変更許可事項	添 付 書 類		
1	取り扱う一般廃棄物の種類 (種類の増加) (収集運搬業) *減少の場合は変更届 (P.47 の 表中番号9 参照)。		① 一般廃棄物処理委託証明書【様式No.17】 * 新たに「普通ごみ」を取り扱う場合のみ * 排出事業者との一般廃棄物処理委託契約締結後、速やかに契約書の 写しを清掃協議会へ提出してください。 ② 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書 * 新たに「廃家電」を取り扱う場合のみ 【様式No.24】 ③ その他必要と認められる書類		
2	事業の区分(収集運搬業)	保管・積替えを除く。 ⇒ 保管・積替えを含む。	① 作業計画書(保管・積替施設の作業工程を説明する書類) ② 保管・積替施設の案内図及び付近の見取図 ③ 保管・積替施設の配置図 ④ 保管・積替施設の平面図、立面図、断面図 ⑤ 保管・積替施設の写真 * 申請前3か月以内に撮影されたものに限る。 * 敷地内における設備、掲示板が確認できること。 ⑥ 保管・積替施設の土地及び建物の登記事項証明書(*3か月以内に発行の原本)又は賃貸借契約書の写し ⑦ 保管・積替施設の関係諸官庁の施設設置届出書の写し ⑧ その他必要と認められる書類		
		運搬 → 収集・運搬	① 一般廃棄物処理委託証明書【様式No.17】 * 新たに「普通ごみ」を取り扱う場合のみ * 排出事業者との一般廃棄物処理委託契約締結後、速やかに契約書の 写しを清掃協議会へ提出してください。 ② その他必要と認められる書類		
3	廃棄物の種類、処分の区別 3 又は処分の方法 (処分業)		 ① 作業計画書(処理施設の作業工程を説明する書類) ② 処理施設の案内図及び付近の見取図 ③ 処理施設の配置図 ④ 処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 ⑤ 処理施設の写真 *申請前3か月以内に撮影されたものに限る。 ⑥ 処理施設の関係諸官庁の施設設置許可証又は認可書の写し ⑦ その他必要と認められる書類 		

※事業の区分(下表1)を変更する場合は、下表2のとおり手続きが必要です。

[表1] 事業の区分

- ① 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- ② 収集・運搬(保管・積替えを含む。)
- ③ 運搬(保管・積替えを含む。)*1
- ④ 運搬(荷卸しに限る。)*2
- *1 当該区に作業場所はないが、保管・積替施設がある場合
- *2 当該区に作業場所はないが、当該区内にある民間施設に搬入 (荷卸し) する場合

[表2] 事業の区分の変更に伴う手続きについて

		①へ変更	②へ変更	③〜変更	④〜変更
(1) 7) s	5		変更許可申請	変更許可申請	
27h	5	変 更 届*		変 更 届*	変 更 届*
37×	5	変更許可申請	変更許可申請		
④カン	5	変更許可申請	変更許可申請	変更許可申請	

*変更届はP.47の表中番号10 を参照